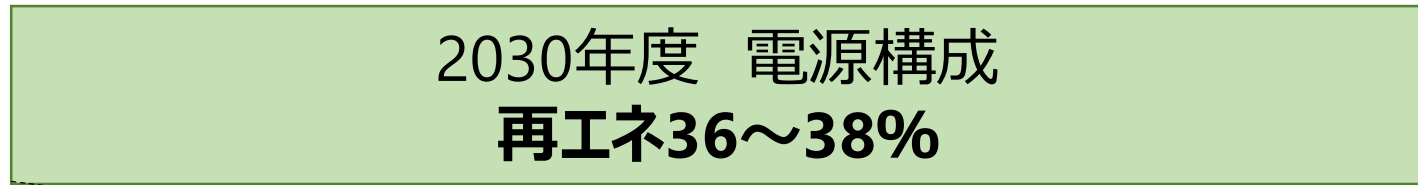


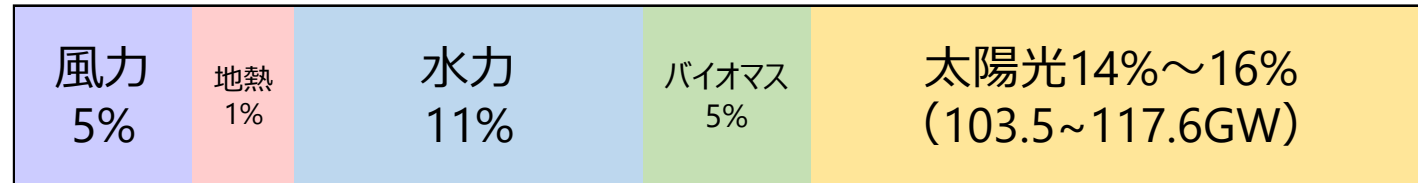
# 委員提言の 参考資料集

# 2030年度の各種目標の関係性

エネルギー基本計画  
(R3.10 閣議決定)



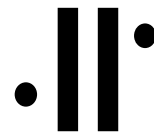
エネルギー需給見通し  
(R3.10)



エネルギー需給見通し  
(R3.10)

温対法に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門を率先して実行  
【環境省】 6.0GW

6.0  
GW



政府実行計画  
(R3.10 閣議決定)

設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電  
設備を設置することを目指す

地方公共団体実行計画  
(事務事業編) マニュアル  
(R4.2~3パブコメ)

(\*各省は、各省実施計画を政府実行計画に基づいて策定。地方公共団体は、各自治体の実行計画において上記の政府実行計画の目標を踏まえた野心的な目標を定めることが望ましいとされている)

出典:

第6次エネルギー基本計画 [https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic\\_plan/pdf/20211022\\_01.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20211022_01.pdf)

2030年度におけるエネルギー需給の見通し(関連資料) <https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005-3.pdf>

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画) [https://www.env.go.jp/earth/report/02\\_SJkeikaku\\_honbun.pdf](https://www.env.go.jp/earth/report/02_SJkeikaku_honbun.pdf)

地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル(案)に対する意見の募集(パブリックコメントについて)

<https://public-comment.e-gov.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195210085&Mode=0>

# (参考) エネルギー需給見通し (R3.10) における6.0GWの位置づけ

## 【太陽光発電】導入見込み (現行政策努力継続ケース・政策対応強化ケース)

- ①現時点導入量は56GW、②既認定未稼働の稼働は18GW (※)。  
※2018年に未稼働措置の実施により容量ベースで約75%の案件について運転開始が見込まれる結果であることを踏まえ、未稼働案件の75%が稼働する前提。
- ③2030年度までの新規導入見込量は、適地の減少等を考慮すると、今後、年間認定量が更に低下する懸念もあるが、現行の対策を継続し、今後も2020年度認定量の1.5GW/年を維持・継続すると想定し、14GWとなる。(現行政策努力継続ケース)
- さらに、各省における政策の検討を踏まえ、現時点で具体化されつつある政策を最大限・確実に実施することで、12GW程度の導入が見込まれる。(政策対応強化ケース、具体的な政策は以下参照)
  - (1) 改正温対法によるポジティブゾーニング (再エネ促進区域を指定して積極的な案件形成を行う取組) や自治体の計画策定に対する支援【環境省】 4.1GW
  - (2) 温対法に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門を率先して実行【環境省】 6.0GW
  - (3) 空港の再エネ拠点化の推進【国交省】 2.3GW

区分	①現時点 導入量	②FIT既認定 未稼働の稼働	③新規認定分の稼働		合計 (=①+②+③)		H27策定時
			努力継続	政策強化	努力継続	政策強化	
地上	41.3GW	17.2GW	4.8GW		63.3GW		
				26.2GW		100.0GW	
屋根	14.5GW	0.8GW	9GW		24.3GW		
<b>合計</b>	<b>55.8GW</b> (690億kWh)	<b>18.0GW</b> (225億kWh)	<b>13.8GW</b> (172億kWh)	<b>26.2GW</b> (326億kWh)	<b>87.6GW</b> (1,090億kWh)	<b>100.0GW</b> (1,244億kWh)	<b>64GW</b> (749億kWh)

※合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある

# (参考) 6.0GWの算出根拠

## 1. 太陽光発電



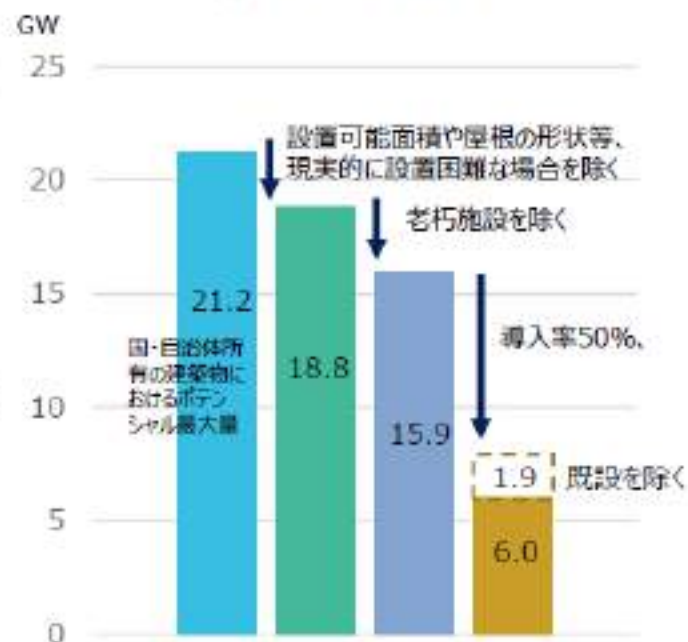
### ① 公共部門の率先実行

- 公共部門における太陽光発電の率先導入を進め、2030年度までに国・地方公共団体が保有する設置可能な建築物屋根等の約50%に太陽光発電を導入することを目指し、6.0GWの導入を見込む。

#### <導入見通しの考え方>

- 地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月国・地方脱炭素実現会議決定）において、「政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す。」とされていることを踏まえ、具体化に取り組む。
- ①本年3月8日に本小委で紹介した再エネポテンシャル調査等を活用し、以下の条件を除くと18.8GWとなる。
  - － 設置可能面積20m<sup>2</sup>以上が確保できない屋根・駐車場
  - － 日射時間が短く発電が期待できそうにない箇所
  - － 形状が複雑な屋根、曲面状の屋根、設備（空調室外機、配管等）、構造物（採光窓等）が既に存在している箇所 等
- ②ここから、建築物ストック統計等から太陽光発電の設置が20年間確保することが見込まれない老朽施設の割合を算出し（約15%）、この分を差し引くと、15.9GWとなる。
- ③さらに既設置相当量（政府全体では約2%に設置。環境省調査によれば、市町村では全施設のうち約10%に導入済み）は、1.9GWとなる。
- 以上を踏まえ、②×50%－③＝6.0GWとなる。

#### <導入見込み量推計>

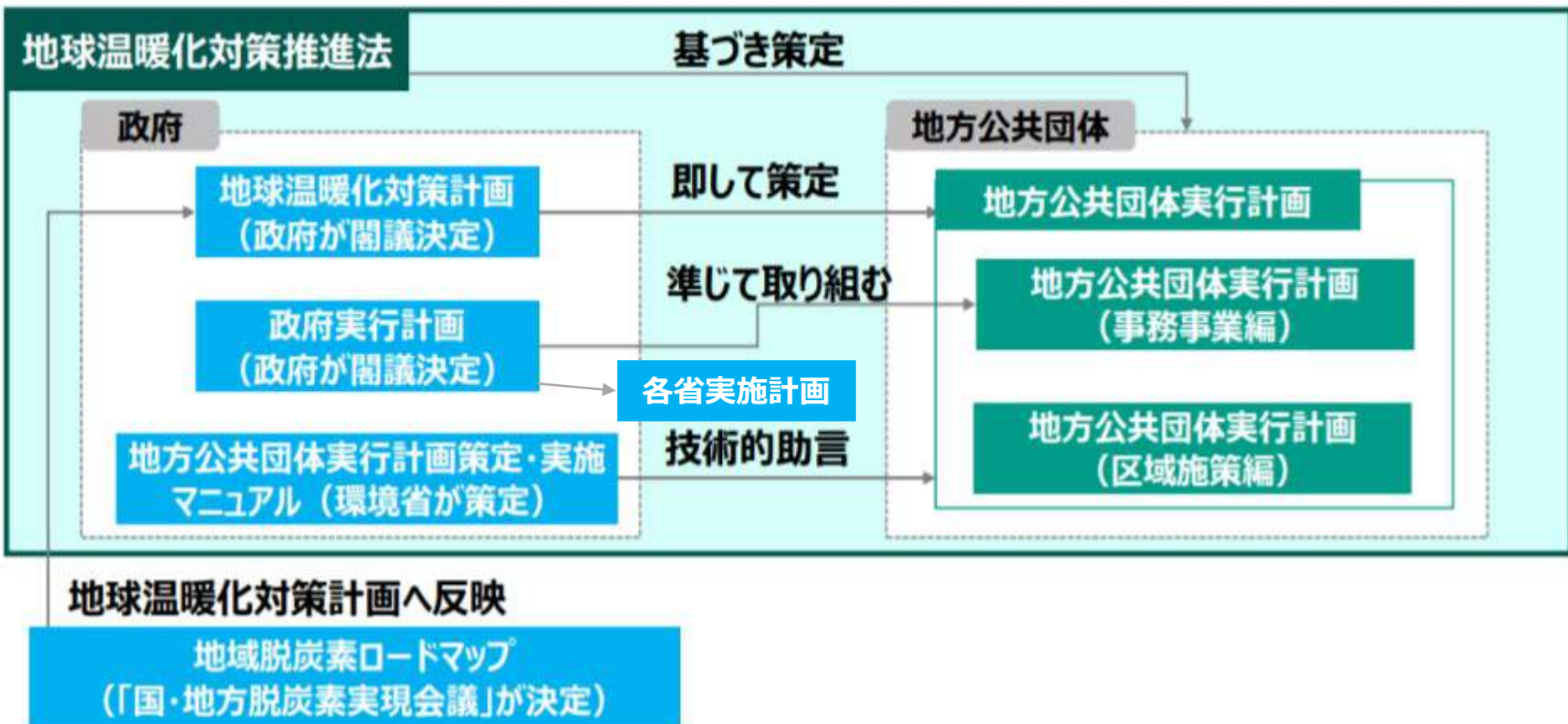


※設置可能な建物数や導入見込み量については、PDCAを回す中でさらに精緻化しつつ、着実に導入を促進していく予定

8

# 政府実行計画・地方公共団体実行計画の関係

- 各省は、温対法に基づく温対計画に即して策定された「政府実行計画」に基づいて、各省の実施計画を策定することとなっている。
- 温対計画は、地方公共団体に対し、地方公共団体実行計画（事務事業編）において、政府実行計画に準じて取組を行うことを求めている。
- 国（環境省）は、温対法等に基づき、地方公共団体に対し、技術的助言として、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを策定。（令和4年3月に環境省が改定）



# 政府実行計画・地方公共団体実行計画の目標

## マニュアル（事務事業編）の記載内容

- （略）具体的な措置の内容と目標を設定するにあたって、まず考えられるのが、政府実行計画（及びその実施要領）に準じて設定する方法です。政府実行計画において、新築建築物のZEB化、太陽光発電の最大限の導入、電動車の導入、LED照明の導入、再エネ電力の調達など、特に高い目標が掲げられている分野については、政府実行計画に準じて目標設定を行っていただくことが望ましいです。具体的には、以下のような内容が挙げられています。
- 【表 4-22】政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

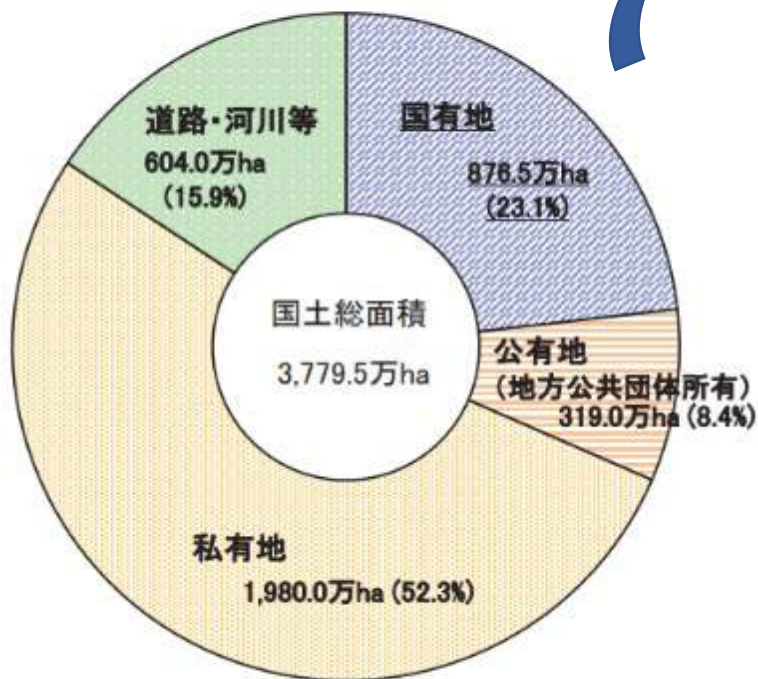
措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新 については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の3R + Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R + Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

# 日本の国土利用の概況（国有地（公用財産））

- 国有地（庁舎、宿舎等の公用財産）の面積は、約**11.9万ha**（国土面積の0.3%）
- 11.9万ha全てに太陽光発電を導入すれば、約**99GW**（12m<sup>2</sup>/kWで算出）

## 【国土に占める国有地の面積の割合】

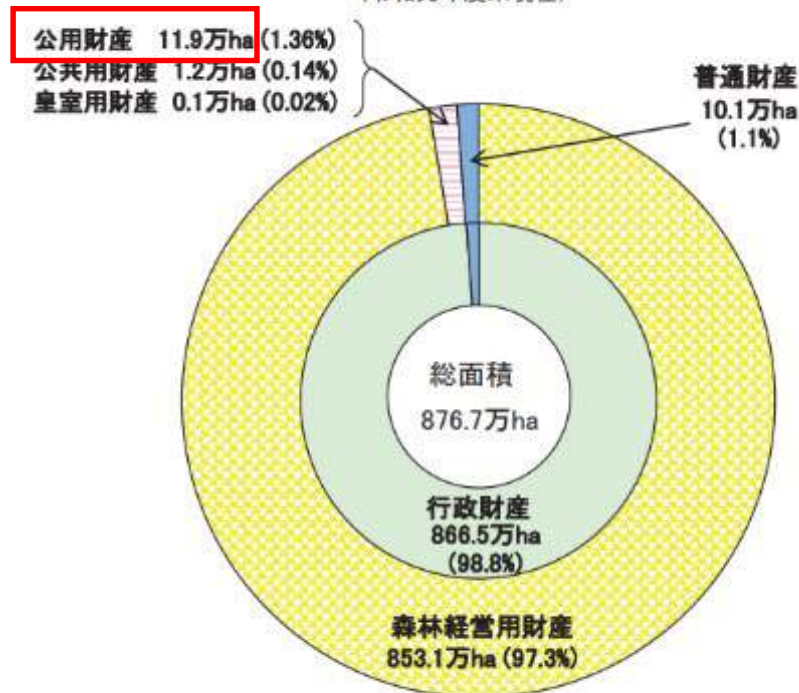
（平成30年度末現在）



（注）国土交通省提供資料により作成しています。

## 【国有地の内訳（面積）】

（令和元年度末現在）



（注1）公共用財産のうち、国有財産台帳以外の台帳（道路台帳、河川現況台帳等）で管理されている財産（道路、河川など）は、含まれておりません。  
（注2）単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

出典：財務省資料を一部改変 [https://www.mof.go.jp/policy/national\\_property/publication/report/ch1.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/national_property/publication/report/ch1.pdf)

ポテンシャル算出は、環境省ポテンシャル調査「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」の「農地カテゴリー以外の単位面積当たりのパネル出力を0.0833kW/m<sup>2</sup>（12m<sup>2</sup>当たり1kW）」を使用。

[https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/dat/report/r01/r01\\_whole.pdf](https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/dat/report/r01/r01_whole.pdf)

# 日本の国土利用の概況（公有地（地方公共団体所有））

- 公有地（都道府県有地、市町村有地）の内、総務省の公共施設状況調査に基づく、公用財産、公共用財産（公園除く）の面積は、**約40.9万ha**（国土面積の1.1%）
- 40.9万ha全てに太陽光発電を導入すれば、**約341GW**（12m<sup>2</sup>/kWで算出）

※公用財産（地方公共団体が事務又は事業を執行するために直接使用することを目的とする財産）（例）庁舎、消防施設など

公共用財産（住民の一般的共同利用に供することを目的とする財産）（例）学校、図書館、公民館、公営住宅、公園など

## ➤ 都道府県有地

（令和元年度末時点、単位：万ha）

公有財産（土地）	行政財産	本庁舎	0.03	13.4	36.0	104.2	
		その他の行政機関	警察施設				0.2
			その他の施設				1.7
		公共用財産	高等学校				2.0
			中等教育学校				0.0
			公営住宅				0.8
			公園				2.7
	山林	22.2					
	その他	0.3					
	普通財産		68.2		68.2		

**10.7万ha**  
**（公園を除く）**

## ➤ 市町村有地

（令和元年度末時点、単位：万ha）

公有財産（土地）	行政財産	本庁舎	0.3	40.7	64.2	210.9	
		その他の行政機関	消防施設				0.2
			その他の施設				2.0
		公共用財産	小学校				3.5
			中学校				2.4
			義務教育施設				0.0
			高等学校				0.1
	中等教育学校		0.0				
	公営住宅		1.8				
	公園	10.5					
山林	19.7						
その他	3.8						
普通財産		146.7		146.7			

**30.2万ha**  
**（公園を除く）**

**都道府県有地と  
市町村有地の公  
用財産と公共用  
財産（公園除  
く）の計  
40.9万ha**



# 主な公共施設

## ➤ 所管行政分野で地方公共団体が多くの施設を所有している省庁・施設

所管省庁	分野	対象施設
警察庁	警察施設	庁舎等
		----- 宿舎
総務省消防庁	消防関係施設	消防庁舎
文部科学省	学校施設	公立学校施設
	社会教育施設	社会教育施設（公民館、図書館、博物館等） ----- 社会体育施設（体育館、水泳プール等）
厚生労働省	医療分野	病院
	福祉分野	児童福祉施設等
		----- 保護施設
		----- 障害福祉施設等
----- 老人福祉施設等		
国土交通省	住宅	公営住宅
環境省	廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設
	地方公共団体の庁舎（※）	

※ 地方公共団体の庁舎に所管性はないとされているが、温対法のフォローアップでは環境省が調査主体となる。なお、技術的な内容に関する支援体制の構築については、国土交通省官庁営繕部、都道府県・政令市の営繕部局を構成員とする会議を活用する等関係省庁が協力することとなる。

## ➤ 多くの施設を自ら所有している省庁・施設

所管省庁	対象施設
防衛省	防衛省所管施設（駐屯地・基地等）

出典：対象施設の考え方は、インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）で各インフラ管理者が策定することとされた個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）による分類を活用 [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra\\_roukyuuka/k\\_dai10/siryou2-1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/k_dai10/siryou2-1.pdf)

## 問題意識

### 公共部門のGW目標（6.0 GW）の認知不足・目標達成に向けた仕組みの不足

- 年1回のフォローアップ調査で、kWベースの導入実績を集めることになっていないため、GW目標の達成検証ができない。
- そもそも6.0GWという目標を各省庁及び地方公共団体が十分認知していない。
- GW目標の内訳（例えば、行政分野（施設種別）毎のkWベースの目標）がないため、GW目標が達成されるということを担保する仕組みがない（たとえ全各省庁及び地方公共団体が、50%設置数目標を達成したとしても、6.0GWに到達するかどうかを担保する仕組みがなく、それがGW目標に及ばない場合、誰がどの程度追加的に取り組んでGW目標を達成すべきなのか判断できない）。

### 地方公共団体の各所管部局を動かす仕組みの不足

- 地方公共団体の各部局が所管する公共施設の設置ポテンシャルは潜在的に大きいですが、各部局は地方公共団体の中で横並びの関係にある環境部局からの働きかけだけではなかなか動かない（動けない）のではないかという懸念がある。
- 地方公共団体の取組実績は、地方自治体全体として環境省にあがってくるだけで、各所管部局の行政分野（施設種別）毎の実績が環境省及び各省にあがってこない。

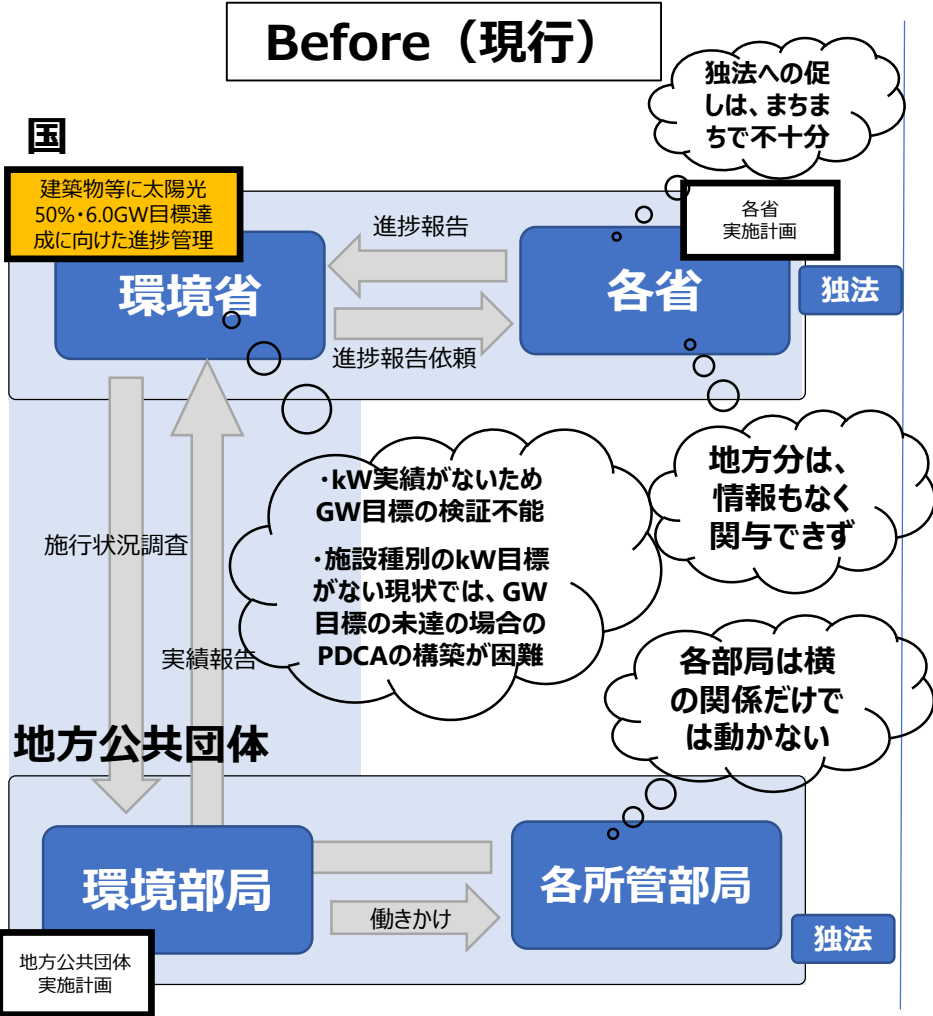
### 独立行政法人等の公的機関の計画策定を促す仕組みが不十分

- 独立行政法人等の公的機関は、温対法上の計画策定対象ではないものの、温対計画では、政府実行計画や地方公共団体実行計画に準じて取り組むよう国・地方公共団体が促すとともに、国は可能な限りその取組状況について把握することとされている。しかし、「政府実行計画実施要領」等に各府省庁や地方公共団体が独立行政法人等の公的機関の計画策定を促す記載がなく、対応状況がまちまち。

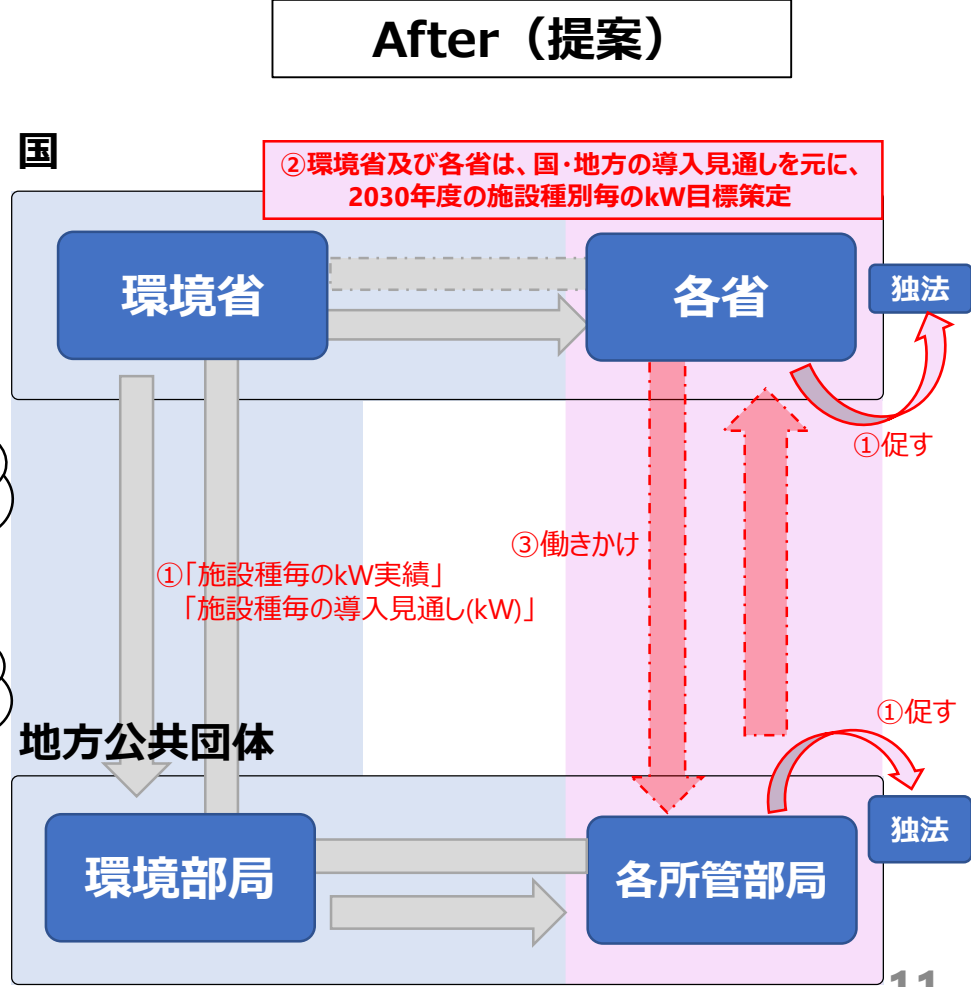
# 現行の仕組み・タスクフォース提案の仕組み

- 現行の温対法の仕組みは、地方公共団体の各所管部局や独法の取組を十分に促すものには必ずしもなっていないのではないか。また、kW実績や施設種別のkW目標がないため、GW目標の検証やGW目標の未達の場合のPDCAの構築が困難。
- 行政分野毎のタテの関係（各省と自治体の所管部局）でもPDCAが回せる仕組みが必要ではないか。

## Before (現行)

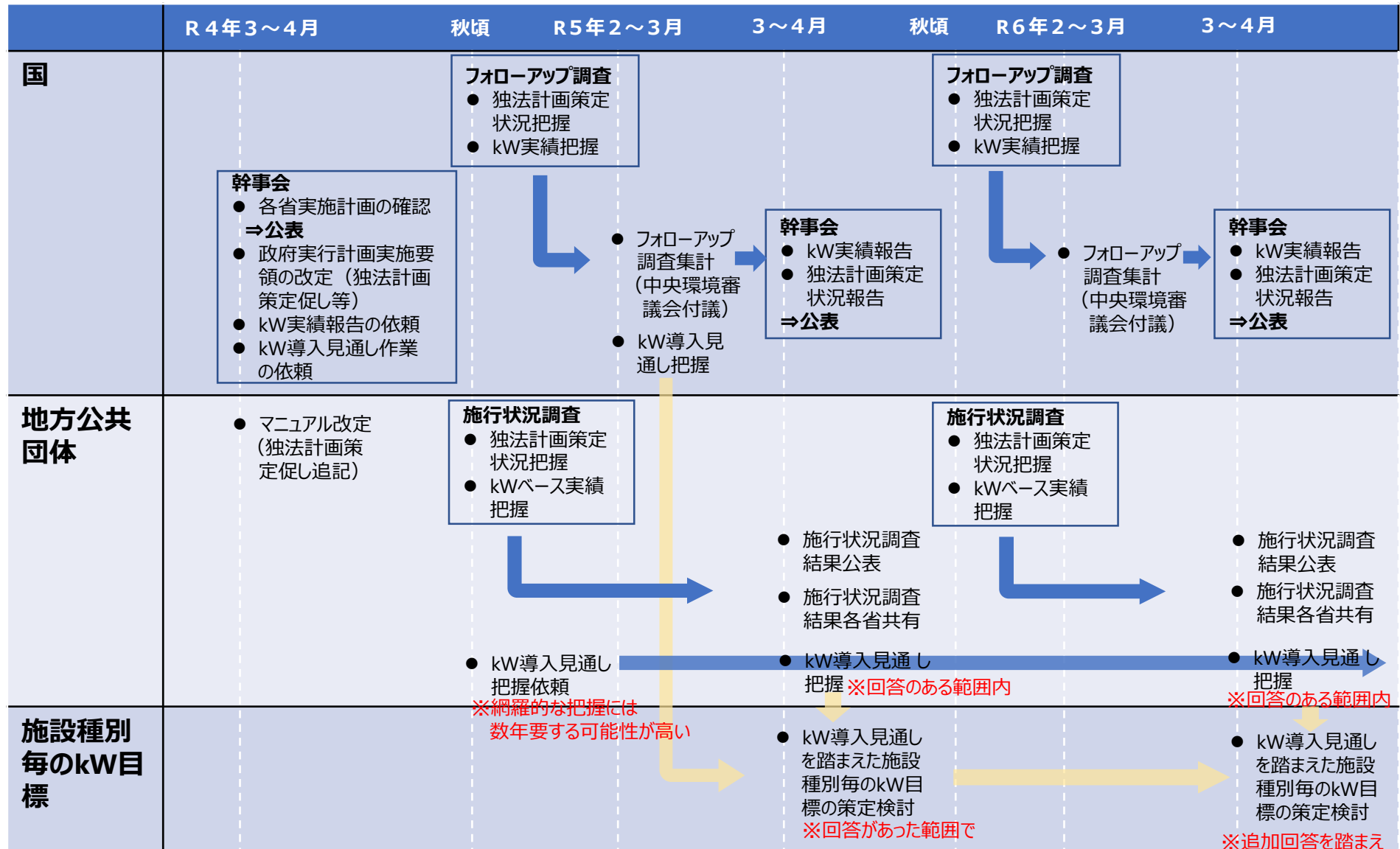


## After (提案)



# 今後のスケジュール案（例）

- 国は「フォローアップ調査」、地方公共団体は「施行状況調査」の仕組みを通じて実施状況等を把握する。



注意：フォローアップ調査や施行状況調査の実施時期は各年度で異なる。上記はR3年度実績を基にした記載。

# (参考) 地方公共団体における推進体制の課題

- 環境省自身、地方公共団体における庁内の推進体制の課題として、環境政策の優先度の低さ等を認識。実施マニュアルにおいても、「自治体内の環境施策の優先度が低い場合には、他部局の協力が得にくいこと」などが課題として挙げられている。

## 温暖化対策全体の体制構築（庁内の推進体制）

- 推進体制に係る一般的な課題認識として、「環境政策の優先度の低さ」「リーダーシップの不在」「個別措置に対する責任体制の不明」「庁内組織の縦割りによる情報の不連続」「庁内の人事異動等による情報の不連続」が挙げられる。
- 推進体制構築のポイントとして「各部署における責任と役割の明確化」「地方公共団体の首長によるトップマネジメント」「事務局等による各実行部門の横断的連携の実現」「別計画の手續等との兼用による実務の効率化」「施設整備等に係る意思決定部門等との共同体制の構築」が重要である。

### <推進体制のポイント>

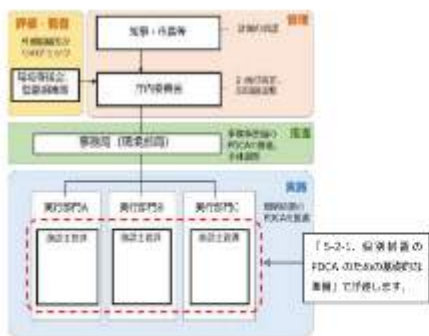


図 3-2-1 考えられる推進体制のイメージ

表 3-2-1 必要な機能と考えられる組織等

機能名	機能概要	考えられる組織等
意思	事務事業の決定・改定	首長、部長級の庁内委員会
推進	事務事業の毎年の PDCA を推進	事務局
実施	個別措置の PDCA を推進	庁内の実行部門
評価・監査	外部組織等からのチェック	環境審議会、監査総局等



図 3-2-2 「各部署における責任と役割の明確化」のイメージ

### 推進体制に係る一般的な課題認識

- 環境政策の優先度の低さ
  - 庁内における様々な政策の中で、地球温暖化対策に係る環境政策の優先度が低い場合には、他部局などの協力を得にくい場合があります。
- リーダーシップの不在
  - 首長などによる地球温暖化対策に向けたリーダーシップが見えない場合には、全庁的な積極的な取組につながりにくい可能性があります。
- 個別措置に対する責任体制の不明
  - 各実行部門、施設等における個別措置に対する責任体制が不明な場合には、結果として個々の職員レベルでの取組がなされない可能性があります。
- 庁内組織の縦割りによる情報の不連続
  - 庁内組織が縦割りであるがために、例えば、個々の施設に係る情報が、施設を整備する部局から施設を管理する部局に引き継がれないなどの課題があります。
- 庁内の人事異動等による情報の不連続
  - 庁内の人事異動等の際に、前任者から後任者への情報共有が不徹底である場合があります。

出典：  
地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会（第2回）（令和3年10月）資料4  
[https://www.env.go.jp/policy/council/52keikaku-manual/y520-02b/mat05\\_1-1-1.pdf](https://www.env.go.jp/policy/council/52keikaku-manual/y520-02b/mat05_1-1-1.pdf)

地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル（案）に対する意見の募集（パブリックコメントについて） 地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）序章～3章 に赤枠を追記

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195210085&Mode=0>

# PFI事業（太陽光パネル設置事例・再エネを活用した運営等を行っている事例）

## 盛岡第2 地方合同庁舎整備等事業



東北地方整備局初のPFI事業。総合的な耐震性能を確保した盛岡第2地方合同庁舎を新たに整備し、その維持管理・運営を行う。太陽光発電設備を設置。

出典：  
国土交通省HP <http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00093/k00490/eizen/pfi/top.html>  
写真 [http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/shisetsu/seibi/h23\\_03goudou\\_morioka-dai2.pdf](http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/shisetsu/seibi/h23_03goudou_morioka-dai2.pdf)

## 豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業



未利用バイオマス資源のエネルギー利用を行うため、PFI方式により、バイオガス化施設を整備。未利用地には太陽光パネルとPCS、連系設備等を設置。

出典：  
豊橋市HP <https://www.city.toyohashi.lg.jp/12440.htm>  
写真 <https://www.city.toyohashi.lg.jp/30705.htm>

## 石狩市厚田マイクログリッドシステム運営事業



石狩市厚田地区において、太陽光発電設備、水素エネルギーシステム、一括受変電設備、エネルギーマネジメントシステムを活用し電気を供給するコンセッション事業を実施。

出典：  
石狩市HP <https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/kouwank/66233.html>  
写真 [https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/uploaded/life/65979\\_140424\\_misc.pdf](https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/uploaded/life/65979_140424_misc.pdf)

## むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業



千葉県睦沢町において、PFI手法を用い、道の駅と地域優良賃貸住宅を一体的に整備し、運営する事業。地場産の天然ガスによるコージェネレーションシステムを導入し、その電力や熱を温浴施設の温泉水や住宅に供給することで、持続可能なエネルギーサービスを提供。また、地域防災拠点としての機能も担っており、台風災害による停電時には本施設の電力を活用。

出典：  
睦沢町HP <https://www.town.mutsuzawa.chiba.jp/chousei/cat93>  
写真 <https://www.michi-no-eki.jp/stations/views/19142>

# 環境省が計画策定を促す対象の独立行政法人等の公的機関

何らか国の関与があると考えられる法人区分 ※関与：資金関与（補助、融資等）、人的関与（出向、退職者等）、国による監視 等

法人種別	法人例
独立行政法人	国立病院機構、製品評価技術基盤機構 等
特殊法人	日本電信電話株式会社、日本年金機構 等
各設立根拠法令で独立行政法人とみなす規定を置き、国の機関と同様の義務を課す法人	国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本司法支援センター
特別民間法人	日本消防検定協会、自動車安全運転センター 等
特別法人	全国石油商業組合連合会、健康保険組合連合会 等
認可法人	日本銀行、外国人技能実習機構 等
官民ファンド	株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）等
指定等法人（行政代行法人） ※法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人	一般財団法人日本防火・防災協会 等
地方公共団体が主体となって業務運営を行う法人（地方共同法人）	地方競馬全国協会 等
国及び地方公共団体が共同して運営する法人	地方公共団体情報システム機構
共済組合類型の法人	警察共済組合 等
補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人	一般社団法人全国石油協会、公益社団法人国民健康保険中央会 等

現在、環境省が考える、計画策定を促す対象の法人

※特殊法人については、一部の法人（低炭素社会実行計画を策定法人以外）のみを想定

出典：  
 特別民間法人及び特別法人の現状と課題 行政監視委員会調査室（2014年7月） [https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2014pdf/20140701112.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2014pdf/20140701112.pdf)  
 公的な役割を担う法人に関する調査研究 報告書 一般財団法人行政官理研究センター（平成30年3月） [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000568453.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000568453.pdf)  
 独立行政法人一覧（総務省HP） [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000679614.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000679614.pdf)  
 特殊法人一覧（総務省HP） [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000679614.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000679614.pdf)  
 特別民間法人（総務省HP） [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000678777.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000678777.pdf)  
 官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会 [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kanmin\\_fund/dai14/siryou1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kanmin_fund/dai14/siryou1.pdf)  
 経産省HP [https://www.meti.go.jp/intro/index\\_houjin.html](https://www.meti.go.jp/intro/index_houjin.html)、 [https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/2021fykikin.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/2021fykikin.html)、  
 厚労省HP <https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shokanhoujin/>、財務省HP [https://www.mof.go.jp/about\\_mof/constitution/agency/index.htm](https://www.mof.go.jp/about_mof/constitution/agency/index.htm)  
 農水省HP <https://www.maff.go.jp/ji/corp/>、デジタル庁HP <https://www.digital.go.jp/about/agency>  
 消防庁資料 [https://www.soumu.go.jp/menu\\_sosiki/syokan/gyoumu\\_jigyou/pdf/bousaikanrisha.pdf](https://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/syokan/gyoumu_jigyou/pdf/bousaikanrisha.pdf)、警察庁HP <https://www.npa.go.jp/about/agency/index.html>

# 独立行政法人、特殊法人、国立大学法人・大学共同利用機関法人・日本司法支援センターの計画策定状況

## <計画>

独立行政法人などの公的機関が政府実行計画等に準じて策定する、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減等のため実行すべき計画

## <計画策定状況の判断基準>

- ：全施設を対象にした計画を策定している法人
- △：一部施設を対象にした計画を策定している法人
- ×：過去に策定した計画の期間が終了し、新たな計画を策定していない法人、計画を全く策定していない法人
- ：低炭素社会実行計画または独自の計画を策定しており、政府実行計画等に準じ策定する計画を策定していない法人

[2020年度末時点]

法人名	所管省庁	法人種類	計画策定状況	×、-の理由	法人名	所管省庁	法人種類	計画策定状況	×、-の理由
1 国立公文書館	内閣府	独立行政法人	×	計画を更新していない	26 日本たばこ産業株式会社	財務省	特殊法人	-	低炭素社会実行計画策定
2 北方領土問題対策協会	内閣府	独立行政法人	△		27 国立特別支援教育総合研究所	文部科学省	独立行政法人	○	
3 日本医療研究開発機構	内閣府	独立行政法人	-	独自計画策定	28 大学入試センター	文部科学省	独立行政法人	○	
4 沖縄振興開発金融公庫	内閣府	特殊法人	×	計画を更新していない	29 国立青少年教育振興機構	文部科学省	独立行政法人	○	
5 沖縄科学技術大学院大学学園	内閣府	特殊法人	○	一部事務	30 国立女性教育会館	文部科学省	独立行政法人	×	未策定
6 国民生活センター	消費者庁	独立行政法人	○		31 国立科学博物館	文部科学省	独立行政法人	×	計画を更新していない
7 情報通信研究機構	総務省	独立行政法人	△		32 物質・材料研究機構	文部科学省	独立行政法人	○	
8 統計センター	総務省	独立行政法人	×	未策定	33 防災科学技術研究所	文部科学省	独立行政法人	○	
9 郵政管理・支援機構	総務省	独立行政法人	○		34 量子科学技術研究開発機構	文部科学省	独立行政法人	○	
10 日本電信電話株式会社	総務省	特殊法人	-	低炭素社会実行計画策定	35 国立美術館	文部科学省	独立行政法人	○	
11 東日本電信電話株式会社	総務省	特殊法人	-	低炭素社会実行計画策定	36 国立文化財機構	文部科学省	独立行政法人	○	
12 西日本電信電話株式会社	総務省	特殊法人	-	低炭素社会実行計画策定	37 教職員支援機構	文部科学省	独立行政法人	○	
13 日本放送協会	総務省	特殊法人	-	低炭素社会実行計画策定	38 科学技術振興機構	文部科学省	独立行政法人	△	
14 日本郵政株式会社	総務省	特殊法人	-	独自計画策定	39 日本学術振興会	文部科学省	独立行政法人	○	
15 日本郵便株式会社	総務省	特殊法人	-	独自計画策定	40 宇宙航空研究開発機構	文部科学省	独立行政法人	○	
16 日本司法支援センター	法務省	その他の法人	○		41 日本スポーツ振興センター	文部科学省	独立行政法人	△	
17 国際協力機構	外務省	独立行政法人	×	計画を更新していない	42 日本芸術文化振興会	文部科学省	独立行政法人	△	
18 国際交流基金	外務省	独立行政法人	×	計画を更新していない	43 日本学生支援機構	文部科学省	独立行政法人	○	
19 酒類総合研究所	財務省	独立行政法人	×	計画を更新していない	44 海洋研究開発機構	文部科学省	独立行政法人	○	
20 造幣局	財務省	独立行政法人	○		45 国立高等専門学校機構	文部科学省	独立行政法人	○	
21 国立印刷局	財務省	独立行政法人	○		46 大学改革支援・学位授与機構	文部科学省	独立行政法人	×	計画を更新していない
22 株式会社日本政策金融公庫	財務省	特殊法人	○		47 日本原子力研究開発機構	文部科学省	独立行政法人	○	
23 株式会社日本政策投資銀行	財務省	特殊法人	△		48 北海道大学	文部科学省	国立大学法人	×	計画を更新していない
24 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	財務省	特殊法人	×	未策定	49 北海道教育大学	文部科学省	国立大学法人	○	
25 株式会社国際協力銀行	財務省	特殊法人	△		50 室蘭工業大学	文部科学省	国立大学法人	×	未策定
					51 小樽商科大学	文部科学省	国立大学法人	○	
					52 帯広畜産大学	文部科学省	国立大学法人	○	

出典：構成員の依頼に基づく内閣府調べ。

低炭素社会実行計画の策定状況は、経産省HP [https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/kankyuu\\_keizai/va/gyousyu.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyuu_keizai/va/gyousyu.html)



# 独立行政法人、特殊法人、国立大学法人・大学共同利用機関法人・日本司法支援センターの計画策定状況

【2020年度末時点】

	法人名	所管省庁	法人種類	計画策定状況	×、-の理由
53	旭川医科大学	文部科学省	国立大学法人	×	計画を更新していない
54	北見工業大学	文部科学省	国立大学法人	○	
55	弘前大学	文部科学省	国立大学法人	○	
56	岩手大学	文部科学省	国立大学法人	○	
57	東北大学	文部科学省	国立大学法人	○	
58	宮城教育大学	文部科学省	国立大学法人	○	
59	秋田大学	文部科学省	国立大学法人	○	
60	山形大学	文部科学省	国立大学法人	×	計画を更新していない
61	福島大学	文部科学省	国立大学法人	○	
62	茨城大学	文部科学省	国立大学法人	○	
63	筑波大学	文部科学省	国立大学法人	○	
64	筑波技術大学	文部科学省	国立大学法人	×	計画を更新していない
65	宇都宮大学	文部科学省	国立大学法人	△	
66	群馬大学	文部科学省	国立大学法人	○	
67	埼玉大学	文部科学省	国立大学法人	○	
68	千葉大学	文部科学省	国立大学法人	○	
69	東京大学	文部科学省	国立大学法人	○	
70	東京医科歯科大学	文部科学省	国立大学法人	△	
71	東京外国語大学	文部科学省	国立大学法人	○	
72	東京学芸大学	文部科学省	国立大学法人	○	
73	東京農工大学	文部科学省	国立大学法人	○	
74	東京芸術大学	文部科学省	国立大学法人	○	
75	東京工業大学	文部科学省	国立大学法人	○	
76	東京海洋大学	文部科学省	国立大学法人	○	
77	お茶の水女子大学	文部科学省	国立大学法人	△	
78	電気通信大学	文部科学省	国立大学法人	△	
79	一橋大学	文部科学省	国立大学法人	△	
80	横浜国立大学	文部科学省	国立大学法人	○	
81	新潟大学	文部科学省	国立大学法人	×	計画を更新していない
82	長岡技術科学大学	文部科学省	国立大学法人	○	
83	上越教育大学	文部科学省	国立大学法人	○	
84	山梨大学	文部科学省	国立大学法人	○	
85	信州大学	文部科学省	国立大学法人	○	

	法人名	所管省庁	法人種類	計画策定状況	×、-の理由
86	政策研究大学院大学	文部科学省	国立大学法人	×	計画を更新していない
87	総合研究大学院大学	文部科学省	国立大学法人	×	未策定
88	富山大学	文部科学省	国立大学法人	△	
89	金沢大学	文部科学省	国立大学法人	△	
90	福井大学	文部科学省	国立大学法人	○	
91	岐阜大学	文部科学省	国立大学法人	○	
92	静岡大学	文部科学省	国立大学法人	○	
93	浜松医科大学	文部科学省	国立大学法人	○	
94	名古屋大学	文部科学省	国立大学法人	△	
95	愛知教育大学	文部科学省	国立大学法人	○	
96	名古屋工業大学	文部科学省	国立大学法人	○	
97	豊橋技術科学大学	文部科学省	国立大学法人	○	
98	三重大学	文部科学省	国立大学法人	○	
99	滋賀大学	文部科学省	国立大学法人	×	計画を更新していない
100	滋賀医科大学	文部科学省	国立大学法人	○	
101	京都大学	文部科学省	国立大学法人	○	
102	京都教育大学	文部科学省	国立大学法人	○	
103	京都工芸繊維大学	文部科学省	国立大学法人	○	
104	大阪大学	文部科学省	国立大学法人	△	
105	大阪教育大学	文部科学省	国立大学法人	△	
106	兵庫教育大学	文部科学省	国立大学法人	○	
107	神戸大学	文部科学省	国立大学法人	○	
108	奈良教育大学	文部科学省	国立大学法人	×	計画を更新していない
109	奈良女子大学	文部科学省	国立大学法人	○	
110	和歌山大学	文部科学省	国立大学法人	○	
111	北陸先端科学技術大学院大学	文部科学省	国立大学法人	○	
112	奈良先端科学技術大学院大学	文部科学省	国立大学法人	○	
113	鳥取大学	文部科学省	国立大学法人	○	
114	島根大学	文部科学省	国立大学法人	○	
115	岡山大学	文部科学省	国立大学法人	○	
116	広島大学	文部科学省	国立大学法人	△	
117	山口大学	文部科学省	国立大学法人	○	
118	徳島大学	文部科学省	国立大学法人	○	

出典：構成員の依頼に基づく内閣府調べ。

低炭素社会実行計画の策定状況は、経産省HP [https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/kankyuu\\_keizai/va/gyousyu.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyuu_keizai/va/gyousyu.html)

# 独立行政法人、特殊法人、国立大学法人・大学共同利用機関法人・日本司法支援センターの計画策定状況

【2020年度末時点】

	法人名	所管省庁	法人種類	計画策定状況	×、-の理由
119	鳴門教育大学	文部科学省	国立大学法人	○	
120	香川大学	文部科学省	国立大学法人	○	
121	愛媛大学	文部科学省	国立大学法人	○	
122	高知大学	文部科学省	国立大学法人	○	
123	福岡教育大学	文部科学省	国立大学法人	○	
124	九州大学	文部科学省	国立大学法人	×	計画を更新していない
125	九州工業大学	文部科学省	国立大学法人	○	
126	佐賀大学	文部科学省	国立大学法人	○	
127	長崎大学	文部科学省	国立大学法人	○	
128	熊本大学	文部科学省	国立大学法人	○	
129	大分大学	文部科学省	国立大学法人	○	
130	宮崎大学	文部科学省	国立大学法人	○	
131	鹿児島大学	文部科学省	国立大学法人	○	
132	鹿屋体育大学	文部科学省	国立大学法人	○	
133	琉球大学	文部科学省	国立大学法人	○	
134	日本私立学校振興・共済事業団	文部科学省	特殊法人	△	
135	放送大学学園（放送大学）	文部科学省	特殊法人	×	未策定
136	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	文部科学省	その他の法人	○	
137	大学共同利用機関法人自然科学研究機構	文部科学省	その他の法人	○	
138	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	文部科学省	その他の法人	○	
139	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	文部科学省	その他の法人	○	
140	理化学研究所	文部科学省	独立行政法人	△	
141	医薬基盤・健康・栄養研究所	厚生労働省	独立行政法人	△	
142	勤労者退職金共済機構	厚生労働省	独立行政法人	×	計画を更新していない
143	高齢・障害・求職者雇用支援機構	厚生労働省	独立行政法人	○	
144	福祉医療機構	厚生労働省	独立行政法人	×	計画を更新していない
145	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	厚生労働省	独立行政法人	×	計画を更新していない

	法人名	所管省庁	法人種類	計画策定状況	×、-の理由
146	労働政策研究・研修機構	厚生労働省	独立行政法人	×	計画を更新していない
147	労働者健康安全機構	厚生労働省	独立行政法人	×	計画を更新していない
148	国立病院機構	厚生労働省	独立行政法人	○	
149	医薬品医療機器総合機構	厚生労働省	独立行政法人	×	計画を更新していない
150	地域医療機能推進機構	厚生労働省	独立行政法人	○	
151	年金積立金管理運用独立行政法人	厚生労働省	独立行政法人	×	計画を更新していない
152	国立がん研究センター	厚生労働省	独立行政法人	△	
153	国立循環器病研究センター	厚生労働省	独立行政法人	○	
154	国立精神・神経医療研究センター	厚生労働省	独立行政法人	○	
155	国立国際医療研究センター	厚生労働省	独立行政法人	△	
156	国立成育医療研究センター	厚生労働省	独立行政法人	○	
157	国立長寿医療研究センター	厚生労働省	独立行政法人	○	
158	日本年金機構	厚生労働省	特殊法人	○	
159	農林水産消費安全技術センター	農林水産省	独立行政法人	×	計画を更新していない
160	家畜改良センター	農林水産省	独立行政法人	×	計画を更新していない
161	農業・食品産業技術総合研究機構	農林水産省	独立行政法人	○	
162	国際農林水産業研究センター	農林水産省	独立行政法人	○	
163	森林研究・整備機構	農林水産省	独立行政法人	○	
164	水産研究・教育機構	農林水産省	独立行政法人	×	計画を更新していない
165	農畜産業振興機構	農林水産省	独立行政法人	○	
166	農業者年金基金	農林水産省	独立行政法人	○	
167	農林漁業信用基金	農林水産省	独立行政法人	×	計画を更新していない
168	日本中央競馬会	農林水産省	特殊法人	○	
169	経済産業研究所	経済産業省	独立行政法人	×	未策定
170	工業所有権情報・研修館	経済産業省	独立行政法人	△	
171	産業技術総合研究所	経済産業省	独立行政法人	×	計画を更新していない
172	製品評価技術基盤機構	経済産業省	独立行政法人	○	
173	新エネルギー・産業技術総合開発機構	経済産業省	独立行政法人	○	
174	日本貿易振興機構	経済産業省	独立行政法人	×	計画を更新していない

出典：構成員の依頼に基づく内閣府調べ。

低炭素社会実行計画の策定状況は、経産省HP [https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/kankyuu\\_keizai/va/gyousyu.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyuu_keizai/va/gyousyu.html)

# 独立行政法人、特殊法人、国立大学法人・大学共同利用機関法人・日本司法支援センターの計画策定状況

【2020年度末時点】

	法人名	所管省庁	法人種類	計画策定状況	×、-の理由
175	情報処理推進機構	経済産業省	独立行政法人	○	
176	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	経済産業省	独立行政法人	△	
177	中小企業基盤整備機構	経済産業省	独立行政法人	○	
178	株式会社商工組合中央金庫	経済産業省	特殊法人	○	
179	日本アルコール産業株式会社	経済産業省	特殊法人	×	未策定
180	株式会社日本貿易保険	経済産業省	特殊法人	-	低炭素社会実行計画策定
181	土木研究所	国土交通省	独立行政法人	×	計画を更新していない
182	建築研究所	国土交通省	独立行政法人	×	計画を更新していない
183	自動車技術総合機構	国土交通省	独立行政法人	○	
184	海上・港湾・航空技術研究所	国土交通省	独立行政法人	○	
185	海技教育機構	国土交通省	独立行政法人	○	
186	航空大学校	国土交通省	独立行政法人	×	計画を更新していない
187	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国土交通省	独立行政法人	○	
188	国際観光振興機構	国土交通省	独立行政法人	×	計画を更新していない
189	水資源機構	国土交通省	独立行政法人	○	
190	自動車事故対策機構	国土交通省	独立行政法人	○	
191	空港周辺整備機構	国土交通省	独立行政法人	×	計画を更新していない
192	都市再生機構	国土交通省	独立行政法人	○	
193	奄美群島振興開発基金	国土交通省	独立行政法人	○	
194	日本高速道路保有・債務返済機構	国土交通省	独立行政法人	×	計画を更新していない
195	住宅金融支援機構	国土交通省	独立行政法人	×	計画を更新していない
196	東日本高速道路株式会社	国土交通省	特殊法人	×	計画を更新していない
197	中日本高速道路株式会社	国土交通省	特殊法人	○	
198	西日本高速道路株式会社	国土交通省	特殊法人	○	
199	首都高速道路株式会社	国土交通省	特殊法人	○	
200	阪神高速道路株式会社	国土交通省	特殊法人	○	

	法人名	所管省庁	法人種類	計画策定状況	×、-の理由
201	本州四国連絡高速道路株式会社	国土交通省	特殊法人	○	
202	成田国際空港株式会社	国土交通省	特殊法人	○	
203	新関西国際空港株式会社	国土交通省	特殊法人	×	未策定
204	北海道旅客鉄道株式会社	国土交通省	特殊法人	-	低炭素社会実行計画策定
205	四国旅客鉄道株式会社	国土交通省	特殊法人	-	低炭素社会実行計画策定
206	日本貨物鉄道株式会社	国土交通省	特殊法人	-	低炭素社会実行計画策定
207	東京地下鉄株式会社	国土交通省	特殊法人	-	低炭素社会実行計画策定
208	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	環境省	特殊法人	×	計画を更新していない
209	国立環境研究所	環境省	独立行政法人	○	
210	環境再生保全機構	環境省	独立行政法人	○	
211	駐留軍等労働者労務管理機構	防衛省	独立行政法人	○	

全211法人の内、  
 ○(全施設を対象にした計画を策定している法人) **126法人**  
 △(一部施設を対象にした計画を策定している法人) **25法人**  
 ×(計画を更新していない法人) **38法人**  
 ×(計画未策定の法人) **9法人**  
 - (低炭素社会実行計画または独自の計画を策定の法人) **13法人**

出典：構成員の依頼に基づく内閣府調べ。  
 低炭素社会実行計画の策定状況は、経産省HP [https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/kankyuu\\_keizai/va/gyousyu.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyuu_keizai/va/gyousyu.html)